

事 務 連 絡  
平成30年6月5日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人事務局 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「健康のため水を飲もう」推進運動ポスターの掲示について（依頼）

水分の摂取不足による障害が発生しやすい季節を迎え、「健康のため水を飲もう」推進委員会が、「健康のため水を飲もう」推進運動を提唱し、その取組の一つとして、熱中症の防止のためにも、こまめな水分補給を呼びかけるポスターを作成しています。

このことについて、ポスターの掲示を子供たちやその家族の目に触れやすい機関の協力を得て行うとの趣旨により、別添のとおり、厚生労働省から文部科学省に対して協力依頼がありました。

ついては、本件について、地域の水道事業者等から学校等に対し、ポスターの掲示等についての協力依頼がありましたら、適宜、御協力くださるようよろしくお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校に対し、各都道府県認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対し、お知らせいただくようよろしくお願いいたします。

**【問合せ】**

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課学校安全係

tel : 03-5253-4111(2917)

fax : 03-6734-3794

事 務 連 絡

平成 30 年 5 月 8 日

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局

水道課

「健康のため水を飲もう」推進運動ポスターの  
掲示の協力について（お願い）

「健康のため水を飲もう」推進委員会は、熱中症等の健康障害を予防するため、水を飲むことを推進する活動をしており、厚生労働省では、この取組に対して後援名義を付与しています。

この度、水分の摂取不足による障害が発生しやすい季節を迎え、「健康のため水を飲もう」推進委員会が、こまめな水分補給を呼びかけるポスターを別紙のとおり作成しました。このポスターについては、協賛団体から子どもたち及びそのご家族の目に触れやすい機関に対し、掲示をお願いする予定です。

協賛団体から依頼を受けた貴管下関係機関から照会があった際には、掲示について協力を呼びかけていただくようよろしくお願いいたします。

また、貴管下関係機関からポスターの入手方法について照会があった際には、以下の「健康のため水を飲もう」推進委員会事務局までご連絡いただくようお願いいたします。

事務局：(株) 水道産業新聞社 (TEL03-6435-7644 担当 藤田)

(別紙) H30 年度 ポスター



【デザイン (家族)】



【デザイン (川柳)】



【デザイン (スポーツ)】